

埼玉県立学校行政監察要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会行政監察要綱第16条の規定に基づき、埼玉県立学校の効果的な運営を図るとともに職員の服務規律の確保を図り、県民の期待に応えるため実施する行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(監察の実施担当者)

第2条 監察は、教育局県立学校部県立学校人事課の職員（以下「担当職員」という。）が行う。

(監察の実施計画の策定)

第3条 監察の実施計画は、毎年度策定するものとする。

2 監察の実施計画には、実施方針、実施内容、実施対象校、年間計画等を定めるものとする。

(監察の対象職員)

第4条 監察は、県立学校のすべての職員を対象とする。

(監察の内容)

第5条 監察の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事務効率化への取組
- (2) 業務の運営管理・執行体制
- (3) 県民サービス向上への取組
- (4) 職場管理の状況
- (5) 服務規律確保の状況
- (6) その他行財政改革の推進及び監察の目的を達成するために必要な事項

(監察の方法)

第6条 監察は、対象職員との面談又は関係書類の審査等により、実施するものとする。

(監察への協力)

第7条 監察を受ける県立学校は、監察に協力しなければならない。

(監察結果の報告)

第8条 各県立学校の監察結果は、担当職員が教育局県立学校部長（以下「県立学校部長」という。）に報告するものとする。

2 県立学校部長は監察結果について、適宜、教育長に報告するものとする。
また、当該年度の監察終了後に監察結果全体をとりまとめて、教育長に報告するものとする。

(監察実施の通知)

第9条 監察の実施に当たっては、事前に実施対象校に通知するものとする。ただし、緊急その他の理由がある場合は、この限りでない。

(監察資料の提出要求)

第10条 監察の実施に当たっては、事前に実施対象校から必要な書類等の提出を求めることができる。

(監察の講評等)

第11条 監察を実施したときは、担当職員は、その結果について実施対象校に対し、口頭で講評するものとする。また、監察の実施により、改善又は是正を必要とする事項があると認めるときは、県立学校部長から関係する学校及び課所室の長に対して通知し、改善又は是正を求めるものとする。

(監察の結果の通知)

第12条 監察の結果については、各県立学校に通知するものとする。

(その他の監察の実施)

第13条 特に必要な場合には、実施計画に基づく監察とは別に臨時に監察を実施することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、監察に関し必要な事項は県立学校部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 平成19年度「学校訪問」指導実施計画は、この要綱により定めたものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。